さいたま市立木崎小学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 さいたま市立木崎小学校 PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱い と活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及 びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取り扱い について定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は副会長とし、PTA 会長がこれを任命する。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、役員及び委員会とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人 に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を取得する際はあらかじめ利用目的を定め本人に明示する。なお、要配慮個 人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

(個人情報の利用目的)

- 第7条 取得した個人情報は、次の目的のために使用する。
 - (1)PTA の活動における連絡
 - (2)名簿の作成、当番・分担表等の作成及び配付
 - (3)会費の集金及び管理等
 - (4)広報誌・ホームページの作成などにおける写真掲載等

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必

要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持ち出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等については、セキュリティ管理を厳密に実施し、持ち出しについては電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。また紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理や取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。本会則を遵守できない媒体で情報漏洩が生じた場合について、木崎小学校PTAは責任を負わない。

(第三者提供の制限)

- 第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に 提供してはならない。
 - (1)法令に基づく場合
 - (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - (3)公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
 - (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する ことに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供 したときは、次の項目について記録を作成し原則3年間保存する。
 - (1) 第三者の氏名
 - (2) 提供する対象者の氏名
 - (3) 提供する情報の項目
 - (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

- 第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し原則3年間保存する。
 - (1) 第三者の氏名
 - (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
 - (3) 提供を受ける対象者の氏名
 - (4) 提供を受ける情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に 沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに 管理者である PTA 副会長及び PTA 会長に報告しなければならない。

(研修)

第16条 本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、 研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「さいたま市立木崎小学校 PTA 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成30年5月24日より施行する。

<一部改正>令和7年5月22日(保管および持ち出し等)